

西尾市コミュニティバス車内電子案内板広告代理店募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西尾市が運営するコミュニティバス（以下「バス」という。）車内に設置する広告付き電子案内板（以下「モニター」という。）の広告代理店募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において広告代理店とは、モニターを設置し、当該モニターに広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を確認及び校正し、その他広告主との調整を行う等広告掲載に係る一連の業務を行う事業者をいう。

(モニターの設置等)

第3条 モニターのバス車内への設置、保守管理、修繕、掲出に係る作業は、広告代理店が自己の負担により実施するものとする。

2 設置にあたっては、バス運行事業者の了承をもって設置できるものとする。

(設置期間)

第4条 モニターの設置期間は、令和3年7月1日から令和7年3月31日までとする。

(設置場所)

第5条 モニターを設置できる場所は、バス車内で西尾市が別途指定する場所とし、次の各号に定める路線の車内に設置する。また、運行事業者が変更となった場合も期間内は設置できるものとする。

- (1) 市街地線（日野自動車ポンチョロング1ドア1台：東伸運輸株式会社）
- (2) 三和線・室場線（日野自動車ポンチョロング1ドア1台：東伸運輸株式会社）
- (3) 平坂中畑線（日野自動車ポンチョロング1ドア1台：西尾交通株式会社）
- (4) 寺津矢田線（日野自動車ポンチョロング1ドア1台：西尾交通株式会社）

(モニターの内容)

第6条 モニターに表示する内容は、民間企業等の広告及び行政情報とし、静止画又は音声の出ない動画によるものとする。なお、広告の内容については、西尾市広告掲載要綱及び西尾市広告掲載基準を遵守しなければならない。

2 モニターへの広告及び行政情報の表示にあたっては、遠隔操作での配信が可能でなければならない。

(申込み)

第7条 広告代理店となることを希望する者（以下「申込者」という。）は、西尾市コミュニティバス車内電子案内板広告代理店申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(申込資格)

第8条 申込者は次の各号に定める申込資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 広告代理店として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、広告付きモニターの設置及び運用業務について、県内自治体などでの実績のある法人であること。
- (2) 提出した書類を本市が審査し、信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者

イ 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

オ 法人税、法人事業税、本市の税を滞納している者

（審査及び選定）

第 9 条 市長は、提出された書類等に基づき、業務実績、仕様、その他企画提案の内容を審査し、西尾市広告掲載要綱及び西尾市広告掲載基準を満たした者の中で提案金額の最も高い者を広告代理店として選定する。

（広告の募集及び掲載の決定）

第 10 条 広告代理店は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 広告代理店は、広告主及び広告内容について、事前に西尾市コミュニティバス車内電子案内板広告掲載申込書（様式第 2 号）を市長に提出し、審査を受けなければならない。

3 前項の申込みがあった場合は、西尾市広告掲載要綱第 8 条第 1 項に規定する西尾市広告審査委員会により広告掲載の可否を決定して、広告代理店に西尾市コミュニティバス車内電子案内板広告掲載決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

（広告代理店の責務）

第 11 条 広告代理店は、広告に関する苦情その他の問題が生じたときは、全ての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

2 モニターの設置後に、広告主又は広告内容について、要綱、基準及びこの要領の規定により、広告を募集することに支障が生じた場合、広告代理店は、速やかに市長にその旨を通知し、当該広告を削除する等の必要な措置を取らなければならない。

3 広告代理店は、広告主の応募がない場合その他広告掲載ができない場合においても、自らの責任において、募集要領に定める提案条件及びモニターの規格等を満たしたものを設置しなければならない。

4 広告代理店及び広告主に前 3 項による損害が生じても、市は責任を負わないものとする。

5 メンテナンス、破損、転倒等の事故時対応、損害賠償等、一切の保有管理に関しては広告代理店の責任と負担において処理するものとする。

（原状回復）

第 12 条 広告代理店は、期間が満了したときは速やかにモニターを撤去し、原状回復を行わなければならない。なお、原状回復に要する費用は全て広告代理店が負担するものとする。

（その他）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月19日から施行する。

様式第1号

西尾市コミュニティバス車内電子案内板広告代理店申込書

令和 年 月 日

(宛先) 西尾市長

西尾市コミュニティバス車内電子案内板広告代理店に、次のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒
	名称 代表者名	
	担当者職氏名	
	連絡先	電話： ファクス： メール：
	業種	
	実績等	
提 案 金 額 等	提案金額	円（税込） ※1年間（12箇月）の金額を記入してください。
	提案内容	

※書ききれない場合は、別紙（任意様式）に記入してください。

西尾市コミュニティバス車内電子案内板広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 西尾市長

(広告代理店) 所在地
名称
代表者名

西尾市コミュニティバス車内電子案内板広告代理店募集要領第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1 申込者

	所在地	名称	備考

2 添付書類 広告案

3 その他

(1) 上記の全ての申込者は、西尾市広告掲載基準第5条で定める業種又は事業主に該当しません。また、西尾市の市税等の納税状況を確認することに同意しています。

(2) 広告代理店

- ・ 担当者
- ・ 連絡先

様式第3号

西尾市コミュニティバス車内電子案内板広告掲載決定通知書

年 月 日

(広告代理店)

様

西尾市長 ○○ ○○
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 審査結果

	名称	可否の別	備考

2 付帯条件等